

△招 集

川越地区消防組合告示第一号

平成二十七年川越地区消防組合議会第一回定例会を次のとおり招集する。

平成二十七年三月十二日

川越地区消防組合管理者

川 合 善 明

一 日 時 平成二十七年三月十九日 午後一時
二 場 所 川越地区消防局 三階講堂

△会 期

平成二十七年三月十九日 一 日 間

△議事順序

午後一時開会

一、日程第一、第二、第三については、会期を一日間と定め、議案提出書を公表し、地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者を報告する。

二、日程第四、会議録署名議員指名については、

爲水 順二 議員

桐野 忠 議員 を指名する。

三、日程第五については、平成二十六年十月三日以降受理した監査結果を報告する。

四、日程第六以下については、提出案を単独議題とし、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決の順序により審議を行う。

五、追加議案の提出があった場合は、日程に追加し、四の例により審議を行う。

なお、一般質問の通告がある場合は、日程に追加し、これを実施する。

この予定は、時間延長しても終了する。

以上をもって第一回定例会を閉会する。

△議事日程

平成二十七年三月十九日 午後一時開議

日程第一 会期決定について

日程第二 議案提出書の公表について

日程第三 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について

日程第四 会議録署名議員指名について

日程第五 監査結果の報告について

日程第六 議案第一号 川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

日程第七 議案第二号 川越地区消防組合情報公開条例及び川越地区消防組合

個人情報保護条例の一部を改正する条例を定めることについて

日程第八 議案第三号 川越地区消防組合行政手続条例の一部を改正する条例を定めることについて

日程第九 議案第四号 平成二十六年川越地区消防組合一般会計補正予算（第一号）

日程第一〇 議案第五号 平成二十七年川越地区消防組合一般会計予算

△議場に出席した議員（一三人）

第一番 山田 敏夫 議員	第二番 石川 征郎 議員
第三番 爲水 順二 議員	第四番 三上喜久蔵 議員
第五番 桐野 忠 議員	第六番 片野 広隆 議員
第七番 関口 勇 議員	第八番 倉嶋美恵子 議員
第九番 高橋 剛 議員	第一〇番 小ノ澤哲也 議員
第一一番 小野澤康弘 議員	第二一番 本山 修一 議員
第三番 小林 薫 議員	

△欠席議員（なし）

△地方自治法第二百一十一条第一項の規定による議場に出席した理事者

管理者	川合 善明
副管理者	飯島 和夫
〃	風間 清司
会計管理者	今井 孝雄
消防局長	大久保 愛一郎
次長	柴崎 正治

次長	小林久雄
〃	木村圭夫
川越北消防署長	野本勝
川越中央消防署長	岸田隆
川越西消防署長	高野春雄
川島消防署長	島村宏
総務課長	比留間富雄
予防課長	笛木清
警防課長	岸康弘
救急課長	島村昭仁
指揮統制課長	澤田英司

△議場に出席した職員

書記長	佐藤美智子
書記	利根川晃
〃	西村政徳
〃	大森康孝

△開 会（午後一時二十一分）

○三上喜久蔵議長 出席議員が定足数に達しておりますので、平成二十七年三月十九日開会の川越地区消防組合議会第一回定例会の議会は成立しております。これより開会いたします。

△日程第一 会期決定について

○三上喜久蔵議長 直ちに会議を開きます。
日程に入ります。日程第一、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。川越地区消防組合議会第一回定例会の会期を本日一日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○三上喜久蔵議長 御異議なしと認めます。よって、本議会第一回定例会の会期を本日一日間とすることに決定いたしました。

△日程第二 議案提出書の公表について

○三上喜久蔵議長 日程第二、議案提出書の公表についてを議題といたします。管理者より議案提出書が送付されましたので、書記をして朗読いたさせます。

（西村政徳書記 朗読）

川消総発第一六三一号

平成二十七年三月十九日

川越地区消防組合議会議長 三上喜久蔵様

川越地区消防組合管理者 川合善明

議案の提出について（通知）

平成二十七年本組合議会第一回定例会に、次の議案を提出いたします。

記

一 川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

二 川越地区消防組合情報公開条例及び川越地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を定めることについて

三 川越地区消防組合行政手続条例の一部を改正する条例を定めることについて

四 平成二十六年川越地区消防組合一般会計補正予算（第一号）

五 平成二十七年川越地区消防組合一般会計予算

○三上喜久蔵議長 以上で公表を終わります。

△日程第三 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について

○三上喜久蔵議長 日程第三、地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告についてを議題といたします。

地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席要求に基づき、管理者より通知のありました出席者については、配布しておきましたので御了承願います。

川消議会発第七三号

平成二十七年三月十二日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 三上喜久蔵

出席要求書

地方自治法第二百一十一条第一項の規定により、三月十九日午後一時開会の川越地区消防組合議会第一回定例会に議会の審議に必要な説明のため、管理者並びにその委任を受けた者の出席を要求します。

川消総収第一六〇二号

平成二十七年三月十九日

川越地区消防組合議会議長 三上喜久蔵様

川越地区消防組合管理者 川合善明

出席通知書

要求により、平成二十七年本組合議会第一回定例会に、別紙の者が出席します。

管理者 川合善明

副管理者 飯島和夫

〃 風間清司

会計管理者 今井孝雄

消防局長 大久保愛一郎

次長 柴崎正治

〃 小林久雄

〃 木村圭夫

川越北消防署長 野本勝

川越中央消防署長 岸田隆

川越西消防署長 高野春雄

川島消防署長 島村宏

総務課長 比留間富雄

予防課長 笛木清

警防課長 岸康弘

救急課長 島村昭仁

指揮統制課長 澤田英司

△日程第四 会議録署名議員指名について

○三上喜久蔵議長 日程第四、会議録署名議員指名についてを議題といたします。

会議規則第八十八条の規定により、会議録署名議員二人の指名を行います。

爲水順二 議員

桐野忠 議員

以上二人の方を指名いたします。

△日程第五 監査結果の報告について

○三上喜久蔵議長 日程第五、監査結果の報告についてを議題といたします。

監査委員より、平成二十六年十月三日以降、本日まで六件の監査結果の提出がありましたので、報告いたします。

川消監発第二六号

平成二十六年十月二十三日

川越地区消防組合議会議長 三 上 喜久蔵 様

川越地区消防組合監査委員 戸 口 元 夫

同 高 橋 剛

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十六年九月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第二八号

平成二十六年十一月二十一日

川越地区消防組合議会議長 三 上 喜久蔵 様

川越地区消防組合監査委員 戸 口 元 夫

同 高 橋 剛

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十六年十月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第三〇号

平成二十六年十二月二十五日

川越地区消防組合議会議長 三 上 喜久蔵 様

川越地区消防組合監査委員 戸 口 元 夫

同 高 橋 剛

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十六年十一月分

例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第三一号

平成二十六年十二月二十五日

川越地区消防組合議会議長 三 上 喜久蔵 様

川越地区消防組合監査委員 戸 口 元 夫

同 高 橋 剛

定例監査の結果について（報告）

地方自治法第九十九条第四項の規定に基づき、川越地区消防組合の監査を執行したので、同条第九項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第三四号

平成二十七年一月二十三日

川越地区消防組合議会議長 三 上 喜久蔵 様

川越地区消防組合監査委員 戸 口 元 夫

同 高 橋 剛

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十六年十二月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第三六号

平成二十七年二月十八日

川越地区消防組合議会議長 三 上 喜久蔵 様

川越地区消防組合監査委員 戸 口 元 夫

同 高橋 剛

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十六年一月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

△管理者挨拶

○三上喜久蔵議長 申し上げます。管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。

（川合善明管理者登壇）

○川合善明管理者 本日は、平成二十七年度の当初予算案を御審議いただきます第一回定例会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、今後の組合の行政運営に対し、格別なる御支援と御鞭撻を賜りますよう心からお願ひ申し上げます。

さて、御承知のとおり、川越市、川島町ともに厳しい財政状況ではございますが、平成二十七年度の当初予算案といたしましては、平成二十六年年度の当初予算対比で一六・四％減の四十九億五千七百六十二万四千円の予算規模となっております。

主な施策といたしましては、消防ポンプ自動車の更新整備のほか、消防資器材等の整備など初動消防力の強化を図るとともに、救急救命士の養成、救急資器材等の整備など救急業務体制の充実・高度化をより一層図っていくとすることでございます。

また、平成二十七年度の当初予算案のほか、組合条例の一部を改正する条例案並びに本年度の一般会計予算の補正がございます。詳細につきましては消防局長をして説明させていただきますので、何とぞ速やかに御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

当組合といたしましても、市民、町民が安心して暮らせる安全な地域づくりのため、

平成二十七年川越地区消防組合議会第一回定例会会議録

め、全力で取り組んでまいりますので、今後とも安心・安全の確保という観点に立ちます組合行政につきまして、議員各位の御指導と御協力を切にお願い申し上げます。結びといたします。

○三上喜久蔵議長 以上で、管理者の挨拶を終わります。

△日程第六 議案第一号 川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する

条例の一部を改正する条例について

○三上喜久蔵議長 日程第六、議案第一号、川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第一号

川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成二十七年三月十九日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明（消防局長）

○三上喜久蔵議長 提案理由の説明を願います。
（大久保愛一郎消防局長登壇）

○大久保愛一郎消防局長 ただいま上程になりました議案第一号、川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

川越市において、町の区域が新たに画されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、消防署の管轄区域を規定する別表中、川越中央消防署の項に「中台南一丁目」、「中台南二丁目」及び「中台南三丁目」を加えようとするものでございます。

なお、この条例の施行期日は、公布の日としようとするものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○三上喜久蔵議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○三上喜久蔵議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○三上喜久蔵議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第七 議案第二号 川越地区消防組合情報公開条例及び川越地区消防組合

個人情報保護条例の一部を改正する条例を定めること
について

○三上喜久蔵議長 日程第七、議案第二号、川越地区消防組合情報公開条例及び川越地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第二号

川越地区消防組合情報公開条例及び川越地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越地区消防組合情報公開条例及び川越地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
平成二十七年三月十九日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明(消防局長)

○三上喜久蔵議長 提案理由の説明をお願いします。

(大久保愛一郎消防局長登壇)

○大久保愛一郎消防局長 ただいま上程になりました議案第二号、川越地区消防組合情報公開条例及び川越地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。
独立行政法人通則法の一部改正に伴い、これらの条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、独立行政法人制度改革による独立行政法人通則法の一部改正により特定独立行政法人が廃止され、新たな独立行政法人の分類において行政執行法人等が設けられたことに伴い、規定の整理をしようとするものでございます。

なお、この条例の施行期日は、平成二十七年四月一日としようとするものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○三上喜久蔵議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○三上喜久蔵議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―御質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○三上喜久蔵議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第 八 議案第 三号 川越地区消防組合行政手続条例の一部を改正する条例を定めることについて

○三上喜久蔵議長 日程第八、議案第三号、川越地区消防組合行政手続条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第三号

川越地区消防組合行政手続条例の一部を改正する条例を定めることについて
川越地区消防組合行政手続条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成二十七年三月十九日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明(消防局長)

○三上喜久蔵議長 提案理由の説明を願います。

(大久保愛一郎消防局長登壇)

○大久保愛一郎消防局長 ただいま上程になりました議案第三号、川越地区消防組合行政手続条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

行政手続法の一部改正に鑑み、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、処分及び行政指導に関する手続について、法律または条例の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度及び法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求める制度を整備しようとするものでございます。

なお、この条例の施行期日は、平成二十七年四月一日としようとするものでございます。以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○三上喜久蔵議長 提案理由の説明は終わりました。
上げます。

△質疑・討論・採決

○三上喜久蔵議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―御質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○三上喜久蔵議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第 九 議案第 四号 平成二十六年川越地区消防組合一般会計補正予算(第一号)

○三上喜久蔵議長 日程第九、議案第四号、平成二十六年川越地区消防組合一般会計補正予算(第一号)を議題といたします。

議案第四号

平成二十六年川越地区消防組合一般会計補正予算(第一号)

平成二十六年川越地区消防組合一般会計補正予算(第一号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第一条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ五億五千七百四十一万四千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五十三億七千三百三十一万九千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第二条 地方債の変更は、「第二表地方債補正」による。

平成二十七年三月十九日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明(消防局長)

○三上喜久蔵議長 提案理由の説明を願います。

(大久保愛一郎消防局長登壇)

○大久保愛一郎消防局長 ただいま上程になりました議案第四号、平成二十六年川越地区消防組合一般会計補正予算(第一号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書四のページをごらんいただきたく存じます。

第一条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ五億五千七百四十一万四千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五十三億七千三百三十一万九千円にしようとするものとさせていただきます。

第二項、歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、四の二ページの第一表歳入歳出予算補正の金額にしようとするものとさせていただきます。

第二条、地方債の補正は、四の三ページの起債の限度額を歳入予算補正後の組合債の金額に合わせ、第二表地方債補正の金額に変更しようとするものとさせていただきます。それでは、別冊の平成二十六年川越地区消防組合一般会計補正予算説明書(第一号)によりまして、御説明を申し上げます。

初めに、四ページの歳出から御説明を申し上げたいと存じます。

常備消防費五億二千二百三十万三千円の減額は、消防車両整備及び消防通信整備に係ります事業費の確定に伴い減額しようとするものとさせていただきます。職員人件費につきましては、財源の内訳を補正しようとするものとさせていただきます。

次に、常備施設費一千二百三十三万八千円の減額は、消防庁舎改修に係ります事業費の確定に伴い減額しようとするものとさせていただきます。

次に、川越非常備消防費一千三百七万六千円の減額は、川越市消防団事務、川越市消防団消防車両整備に係ります事業費の確定に伴い減額しようとするものとさせていただきます。

五ページに移りまして、川島非常備消防費六百一十一万一千円の減額は、川島町消防団事務に係ります事業費の確定に伴い減額しようとするものとさせていただきます。

次に、水利施設費二百四十七万七千円の減額は、川越市消防水利の増設に係ります事業費の確定に伴い減額しようとするものとさせていただきます。

次に、利子三百八十一万九千円の減額は、組合分利子の償還金額の確定に伴い、減額しようとするものとさせていただきます。

引き続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。二ページをごらんいただきたく存じます。

負担金二億一千四百四十八千円の減額は、消防組合負担金といたしまして、常備消防費及び公債費の事業費の確定及び特定財源の追加に伴い、共通経費に係る川

越市、川島町それぞれの負担金を減額しようとするものでございます。並びに、非常備消防費の事業費の確定及び特定財源の減額に伴い、非常備消防費に係る川越市の負担金を追加し、川島町の負担金を減額しようとするものでございます。また、水利施設費の事業費の確定に伴い、水利施設費に係る川越市の負担金を減額しようとするものでございます。

次に、消防費国庫補助金三千九百二十七万一千円の減額は、補助金額の確定に伴い減額しようとするものでございます。

次に、物品売払収入百二万九千円の追加は、不用品売払収入の確定に伴い追加しようとするものでございます。

三ページに移りまして、繰越金一億四千二百三十七万六千円の追加は、前年度剰余金といたしまして、剰余額の確定に伴い追加しようとするものでございます。

次に、消防債四億五千万円の減額は、消防施設整備事業債といたしまして、はしご付消防自動車一台、高機能消防指令センター、消防救急デジタル無線設備、川越市消防団及び川島町消防団デジタル無線設備、消防ポンプ自動車二台、防火水槽一基に係ります事業費の確定に伴い減額しようとするものでございます。

以上、御説明申し上げますが、一ページにございます歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にまとめさせていただきます。

なお、六ページにございます附表一につきましては、地方債に関する調書でございますが、説明は省略させていただきますと存じます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○三上喜久蔵議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○三上喜久蔵議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○三上喜久蔵議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第一〇 議案第 五号 平成二十七年川越地区消防組合一般会計予算

○三上喜久蔵議長 日程第十、議案第五号、平成二十七年川越地区消防組合一般会計予算を議題といたします。

議案第五号

平成二十七年川越地区消防組合一般会計予算

平成二十七年川越地区消防組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第一条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ四十九億五千七百六十二万四千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十条第一項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第二表地方債」による。

(一時借入金)

第三条 地方自治法第二百三十五条の三第二項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、三億円と定める。

平成二十七年三月十九日提出

川越地区消防組合管理者 川合 善明

△提案理由の説明（消防局長）

○三上喜久蔵議長 提案理由の説明をお願いします。

（大久保愛一郎消防局長登壇）

○大久保愛一郎消防局長 ただいま上程になりました議案第五号、平成二十七年川越地区消防組合一般会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書五の二ページをござんたいと存じます。

第一条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ四十九億五千七百六十二万四千円と定めようとするものがございます。平成二十六年当初予算と比較いたしますと、割合にして一六・四％、額にして九億七千九百九十九万九千九百九十九円と減額となっております。普通建設事業費の減額が主な要因でございます。高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線設備の整備完了に伴います消防通信整備の減額が主なものでございます。

第二項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を五の二、五の三ページの第一表歳入歳出予算のとおりに定めようとするものがございます。

第二条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を五の四ページ、第二表地方債のとおりに定めようとするものがございます。

第三条、一時借入金（借入れ）の最高額を三億円と定めようとするものがございます。

それでは、別冊の平成二十七年川越地区消防組合一般会計予算説明書によりまして、御説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。

二ページをござんたいと存じます。

負担金の総額は四十七億九千四百五十八万一千円を計上いたしました。消防組合

負担金といたしまして、川越市、川島町それぞれの共通経費、非常備消防費、水利施設費、公債費、予備費及び川越市の消防用地費からなる内容でございます。

次に、消防使用料は百四万円を計上いたしました。行政財産使用料といたしまして、消防庁舎に設置されております自動販売機に係る見込み額でございます。

三ページに移りまして、消防手数料の総額は三百三万円を計上いたしました。危険物製造所等設置許可申請等手数料及び火薬類譲渡等許可申請手数料に係る見込み額でございます。

次に、利子及び配当金は四十四万三千円を計上いたしました。基金利子といたしまして、職員退職手当基金に係る見込み額でございます。

次に、物品売払収入一千円は、科目の設定でございます。

次に、繰越金は五千万円を計上いたしました。前年度剰余金の概算額でございます。

四ページに移りまして、預金利子一千円は科目の設定でございます。

次に、受託収入の総額は一千三百六十六万八千円を計上いたしました。受託収入といたしまして、川越自警消防費、川島自警消防費及び川越水防費からなる内容でございます。

次に、雑入の総額は一千四百二十六万円を計上いたしました。支弁金といたしまして、関越高速道路救急業務支弁金、雑入といたしまして川越市、川島町それぞれの消防基金支払金収入及び川越市コミュニティ助成金収入などの見込み額でございます。

五ページに移りまして、消防債の総額は八千六十万円を計上いたしました。消防施設整備事業債といたしまして、消防ポンプ自動車二台及び防火水槽一基の整備に係る見込み額でございます。

次に、前年度計上いたしました国庫補助金でございますが、本年度の計上はございません。

引き続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。

六ページをごらんいただきたいと存じます。

議会費の総額は六百九万六千円を計上いたしました。消防組合議会議員の報酬等及び事務経費に係る所要額でございます。

七ページに移りまして、総務管理費でございます。

一般管理費の総額は三百七十七万七千円を計上いたしました。特別職の報酬等及び事務経費に係る所要額でございます。

次に、公平委員会費の総額は九万四千円を計上いたしました。公平委員の報酬等に係る所要額でございます。

八ページに移りまして、監査委員費の総額は三十九万一千円を計上いたしました。監査委員の報酬等及び事務経費に係る所要額でございます。

九ページに移りまして、消防費でございます。

一常備消防費の総額は四十二億三千九十六万二千円を計上いたしました。事業概要につきましては、職員人件費、火災予防対策、消防車両整備、救急高度化及び消防通信整備等の常備消防に係る事業内容でございます。

主な事業につきましては申し上げますと、職員人件費につきましては、給料、職員手当等及び共済費に係る所要額でございます。

次に、職員事務につきましては、消防学校、消防大学校等の教養及び研修、福利厚生及び給貸与物品等に係る所要額でございます。

次に、火災予防対策の推進と普及啓発につきましては、事業所の防火管理体制の充実及び市町民の防火意識の高揚を図るための普及啓発に係る所要額でございます。

次に、消防車両整備につきましては、消防ポンプ自動車、広報車及び連絡車を各二台、資器材搬送車及び指令車を各一台、更新整備に係る所要額でございます。

次に、救急高度化の推進につきましては、応急手当の普及啓発、救急救命士の養成及び救急隊員の教育等に係る所要額でございます。

次に、消防通信整備につきましては、高機能消防指令センター等の維持管理及び無線機の整備等に係る所要額でございます。

次に、川越北・川越中央・川越西及び川島各消防署の警防・救急救助の各事業費につきましては、消防活動資器材の整備に係る所要額でございます。

十四ページに移りまして、常備施設費の総額は一億七百七十二万円を計上いたしました。施設管理、川越市分消防用地費、消防庁舎改修の各事業でございます。

主な事業につきましては申し上げますと、消防庁舎改修につきましては、川島消防署屋上防水等の改修工事に係る所要額でございます。

次に、非常備消防費でございます。

川越非常備消防費の総額は八千二百八十八万九千円を計上いたしました。川越市消防団に係る消防団事務、消防団施設管理及び消防団車両管理の各事業でございます。

主な事業につきましては申し上げますと、消防団事務につきましては、消防団員の報酬・共済費・旅費及び消防団の装備等の整備など、消防団運営に係る所要額でございます。

十六ページに移りまして、川島非常備消防費の総額は三千七百七十万三千円を計上いたしました。川島町消防団に係る消防団事務、消防団施設管理及び消防団車両管理の各事業でございます。

主な事業につきましては、消防団事務につきましては消防団員の報酬・共済費・旅費及び消防団の装備等の整備など消防団運営に係る所要額でございます。

十七ページに移りまして、水利施設費でございます。

川越水利施設費の総額は、一億二百七十七万円を計上いたしました。川越市に係る水利施設管理及び消防水利の増設の各事業でございます。消火栓の維持管理、防火水槽一基の新設工事及び消火栓の設置等に係る所要額でございます。

次に、川島水利施設費の総額は二百七十九万七千円を計上いたしました。川島町に係る水利施設管理及び消防水利の増設の各事業でございます。消火栓の維持管理等に係る所要額でございます。

十八ページに移りまして、自警消防費でございます。

川越自警消防費の総額は、七百四十八万三千円を計上いたしました。川越市自警消防隊運営事務及び川越市自警消防隊資器材管理の各事業でございます。自警消防隊に対する補助金及び資器材等の維持管理に係る所要額でございます。

次に、川島自警消防費の総額は、百万円を計上いたしました。

川島町自警消防団運営事務につきましては、自警消防団に対する補助金の所要額でございます。

次に、水防費でございます。

川越水防費の総額は、五百十八万五千円を計上いたしました。

川越市水防団運営事務につきましては、水防団員の共済費・旅費等に係る所要額でございます。

二十ページに移りまして、公債費でございます。

元金の総額は、三億三千三百九万六千円を計上いたしました。消防組合、川越市及び川島町それぞれの元金償還に係る所要額でございます。

次に、利子の総額は、三千七百七十六万一千円を計上いたしました。消防組合、川越市及び川島町それぞれの利子償還に係る所要額並びに一時借入金利子の見込み額でございます。

二十一ページに移りまして、予備費でございます。予備費といたしまして、四百五十万円を計上いたしました。

以上、御説明申し上げました内容が一ページにございます歳入歳出予算事項別明細書の総括にまとめたものでございます。

なお、二十二ページ以降にございます附表一及び附表二につきましては、給与費明細書及び地方債に関する調書でございますが、説明は省略させていただきますと存じます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○三上喜久蔵議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○三上喜久蔵議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(片野広隆議員登壇)

○片野広隆議員 平成二十七年の一般会計予算について、何点か御質疑をさせていただきます。

まず一点目に、新年度予算の中で三億二千八百九十五万円、約三億三千万円、退職手当が計上されております。団塊の世代、またその下の世代が今後退職をされていくかと思いますが、平成二十七年における消防職員の退職者数並びに今後の動向なり傾向について、まず伺わせていただきたいと思っております。

続きまして、先ほど局長の予算説明の中で、消防庁舎の改修について川島消防署の庁舎を改修されるというお話がありましたが、その具体的な改修内容についてお聞かせいただきたいと思っております。

次に、予算説明書の二十三ページになりますが、新年度予算案では時間外勤務手当が前年度予算に対して増額計上されております。過去にも年間一千時間を超える残業について、この場から指摘をさせていただいた経緯がございますが、今回、新年度予算で時間外勤務手当が増額計上された理由について、お聞かせください。

あわせて、消防組合の中で時間外勤務が多い部署はどういった部署になるのか、また、その部署で時間外が多くなってしまいう理由についてもお伺いさせていただきますと思っております。

あわせて、ここ数回、川越市内で連続放火の事件が何回か起きておりますが、こうした放火の疑いがある火災に対して、川越地区消防組合として何か取り組みなり対応がされているのかどうか、お聞かせいただきたいと思っております。

(比留間富雄総務課長登壇)

○比留間富雄総務課長 御答弁申し上げます。

初めに、平成二十七年の定年退職者数につきましては、十一名でございます。

今後の動向ということでございますが、今後五年間の退職予定者数は二十九名、平均六名程度で推移してまいります。また、平成三十二年以降も同様に平均六名ほどで推移してまいります。平成四十五年度から平成四十九年度までの五年間は平均二十二名の定年退職者が見込まれております。

次に、消防庁舎改修事業の内容でございますが、川島消防署屋上防水等改修工事を実施しようとするものでございます。

川島消防署は平成五年七月に竣工し、二十一年以上が経過しております。そのため、庁舎北側に面する階段付近から雨漏りが発生しております。躯体保全の観点から、屋上防水槽、バルコニー防水槽の改修工事を実施しようとするものでございます。

工事の概要につきましては、屋上防水部分約四百二十六平方メートルのシート防水、及び二階バルコニー部分約百六十二平方メートルのアスファルト防水を実施するものでございます。

次に、時間外勤務手当の予算を増額した理由につきましては、平成二十六年十二月の給与改定によります給料月額額の増額により、時間外勤務手当の単価が増額したこと、及び平成二十七年に消防救助指導会関東大会が埼玉県で開催されることに伴い、救助技術訓練の強化を図るための予算を増額したことによるものでございます。

続きまして、時間外勤務の多い部署につきましては、総務課でございます。主な理由といたしましては、消防組合の条例規則及び組織に関する事務並びに人事に関する事務及び職員の給与等に関する事務等によるものでございます。

以上でございます。

(笛木 清予防課長登壇)

○笛木 清予防課長 所管事務につきまして、御答弁申し上げます。

川越市内で連続して発生いたしました放火の疑いのある火災を受けまして、消防局では川越市内の自治会長に連続不審火情報及び放火防止対策について通知し、各

住戸へ放火防止対策の回覧を依頼いたしました。

また、消防組合ホームページに連続不審火情報及び放火防止対策につきまして掲載するとともに、川越市に協力を依頼し、連続不審火及び放火防止対策などの情報を小江戸川越防犯メールにて配信していただき、注意喚起及び放火防止対策を促しました。

消防署の対応といたしましては、地元自治会、消防団と連携し、周辺地域の夜間特別警戒を継続的に実施いたしました。

今後関係機関と連携を図り、放火防止対策を進めてまいります。

以上でございます。

(片野広隆議員登壇)

○片野広隆議員 たいだいまるる御答弁をいただきましたので、再度何かお伺いさせていただきますと思います。

まず、時間外勤務につきまして御答弁をいただきましたが、増額補正の理由につきましては、給与改定による増額、加えて二十七年に消防救助技術指導会関東大会が埼玉県で開催されることに伴い、救助技術訓練の強化を図る。これは基本的な訓練に加えて時間外、いわゆる残業されて訓練をされていくことでよろしいんですよね。わかりました。そこら辺は理解をさせていただきます。

一方で、時間外が多い部署と理由をお伺いしたんですけれども、総務課で、その理由としては消防組合の条例規則並びに組織に関する事務、また人事に関する事務、職員の給与等に関する事務というのが理由では、これは通常業務ですよね。日常業務を行うのに残業をしなくてはならないというのであれば、それは職員配置、人員配置がもう既におかしなことになっているのではないかとこの点を踏まえてお伺いさせていただきます。

前回、年間残業時間が一千時間を超える職員がいらっしたというお話をさせていただきましたが、直近、平成二十六年ベースで時間外勤務の多い方が年間なり月なり、どれぐらいの残業をされているのか、あわせてその方が従事されている職

務内容、こういった仕事をされているのか、加えてその方に年間どれぐらいの残業代、時間外勤務手当が支払われているのか、お伺いさせていただきます。

消防庁舎についても、二十七年年度の改修について伺わせていただきました。こちらの本部についてもかなり老朽化が進んでおりますし、私が消防組合議員になったころ、大河内局長のころですか、もう既に新庁舎の検討が進められていたと記憶しております。そういった中で、この庁舎の横にはデジタル無線のアンテナが立ち、新たな庁舎の話はどこかへ消えてしまったのか、我々の耳には全く話が入ってこないような状況になってしまいましたが、今後、この消防局が入る庁舎の整備についてはどのような状況になっていくのか、検討状況や今後の考え方についてお聞かせいただきたいと思えます。

(柴崎正治次長登壇)

○柴崎正治次長 御答弁申し上げます。

平成二十六年年度で時間外勤務が多い職員の時間数につきましては、月平均六十三時間でございまして、支給額といたしますと年約二百万円ぐらいでございまして。主な業務は、消防組合の条例規則並びに組織に関する事務でございまして。

時間外勤務管理の取り組みでございまして、職員に対し、時間外勤務は行政コストの一つであるということ、時間外勤務は職員の心身の健康への悪影響を及ぼすこと、ひいては公務効率の低下につながることを所属長を通じ、認識させるように努めております。

また、一人の職員に事務が集中しないよう適正な人事配置を進めるとともに、所属長の事前命令及び事後承認の徹底、時間外勤務時間の上限設定をするなど、さらに時間外勤務の適正管理に努めてまいります。

以上でございます。

(大久保愛一郎消防局長登壇)

○大久保愛一郎消防局長 御答弁申し上げます。

消防局庁舎建設につきましては、川越市及び川島町の将来にわたる管内情勢を十

分見据えた上で、位置、規模等について適切な整備を行う必要があると考えております。

そのため、現在、これらの課題について、策定中であります川越地区消防組合消防基本計画におきまして検討しているところでございますが、庁舎建設事業は莫大な予算を投じる事業となりますので、川越市、川島町と綿密な調整を図り、庁舎建設事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

(片野広隆議員登壇)

○片野広隆議員 二回で当初終える予定でしたが、先ほど御答弁いただきましたけれども、時間外勤務が多い職員の時間数が月平均六十三時間、事前にいただいた資料ですと、月平均十八万円の時間外勤務手当を支払われているということですよ。

年間で約二百万円とおっしゃいましたが、単純計算すると二百十六万円、二百二十万円近いお金が時間外勤務手当として一人の職員の方に支払われている。その方が行っている業務は、一回目の御答弁にもありましたけれども、消防組合の条例規則並びに組織に関する事務ではやはりおかしいですよ。前回の一千時間もおかしかったですけれども、多少改善されてもこの時間になっているというのは、きちんと対応していただきたいと思えます。局長から一言いただければと思います。

あわせて、庁舎建設についても御答弁いただきました。現在策定中の消防組合の基本計画において検討しているというお話をいただきましたが、もう既に一度我々には新たな庁舎、訓練施設で約二万平米から二万七千平米の敷地で検討していくお話もいただいたことがありますし、医療センターに行く道から城下橋の間で建設用地を探していくという、きょうの答弁よりは具体的なお話なり説明をいただいているわけですよ。それが今回の答弁では、課題について計画の中で検討していくと、後戻りしてしまっているような状況にも我々は感じてまいりますので、その点についてもしっかりと真剣に庁舎の建設に向けて取り組んでいただきたいと思えますので、この点についても少し消防局長のご意見をいただきたいと思えます。

(大久保愛一郎消防局長登壇)

○大久保愛一郎消防局長 御答弁申し上げます。

ただいま時間外勤務を特定の間人ということでございます。これは、先ほど私の答弁の中にもございました、ただいま川越地区消防組合の基本計画を早急に確立させなければならぬということを取りかかっているところでございます。先ほどの対象になった職員は、私からの直命を受けて、現在、基本計画の策定に従事している職員でございます。その点、これらの組合の将来を考えるに当たって、きちっとした基本計画が必要不可欠であるという考えのもとで、今、二十七年にそれが完成されることを考えて実施しているところでございます。

また、庁舎建設につきましても、その基本計画の中で、庁舎のみならず、庁舎の適正配置、また人員、それから消防車両、資器材等の配置計画、それらを全て基本として考えていく根源となる計画を策定しているところでございまして、自分といましては、後戻りしているという感覚ではなく、さらに将来を見据えての計画策定にまず取り組んでいきたいという形で、今実施させていただいているところでございます。その中で、消防組合の将来をきちっと組み立てていきたいと考えている所存でございます。

以上でございます。

○三上喜久蔵議長 他に御質疑ありませんか。

本山修一議員。

(本山修一議員登壇)

○本山修一議員 議案第五号、平成二十七年川越地区消防組合一般会計予算について、何点か質疑を申し上げます。

具体的な歳出について、また、これまでの取り組み等について、今後の課題もあるかと思うのでお聞きいたします。

一点目は、消防車両整備として一億二千九百三十万円が計上されております。これはどういう機種なのか、機能を持ったものなのか、どこに配備されていくのか、

お伺いしておきたいと思えます。

開会前に消防救急デジタル無線整備の報告書をいただいで、一定の説明が行われました。改めて消防組合議会の場で、会議録にも残さなければいけないものですか、これまでのデジタル化の取り組みについての進捗状況と運用についてのように取り組まれてきたのか。平成二十八年五月末で電波法の改正で期限が決まっているわけですから、大変な御苦労があったと思うんです。全国一斉にデジタル化に向かうような取り組みという課題で取り組まれた経過、大まかで結構ですのでお伺いしておきたいと思えます。

さらに、救急高度化の推進として約一千五百七十九万円が計上されています。消防庁では救急救命士の処置範囲が年々拡大されてきておりますけれども、それを受けて埼玉県、川越地区消防組合でもそれぞれの取り組みがされてきたと思うんですが、けれども、どのように取り組まれてきているのか。これは法改正でこうした部分の変更、あるいは加わった部分の紹介で結構ですので、一点目はそういうことでお伺いしておきたいと思えます。

(岸 康弘警防課長登壇)

○岸 康弘警防課長 所管事務につきまして、御答弁申し上げます。

平成二十七年更新予定の消防ポンプ自動車についてでございますが、平成二十七年更新予定の消防ポンプ自動車二台につきましては、南古谷分署の水槽付消防ポンプ自動車と消防ポンプ自動車をC A F S装置を装備した消防ポンプ自動車に更新し、川越北消防署及び南古谷分署に配備する計画でございます。

C A F S装置の機能につきましては、水と泡を高圧縮空気と混合する装置で、少量の水で大容量の水に匹敵する消火能力を持った泡を放出する装置でございますが、通常の消防ポンプ自動車としての機能をもった車両でございます。

効果といたしましては、容量六百リットルの水をC A F S装置により泡に変換し、水量一万リットル以上の水に匹敵する消火能力を持った泡を放出することができるものでございます。

また、C A F S 装置により変換された泡は水損防止効果が高く、中高層建物火災での階下への水損防止にも非常に有効であり、少量の水で効果的な消火活動をする事ができるものがございます。

以上でございます。

(澤田英司指揮統制課長登壇)

○澤田英司指揮統制課長 御答弁申し上げます。

消防救急デジタル無線の進捗状況及び運用ということですが、消防救急デジタル無線整備につきましては、昨年十一月に通信鉄塔の完成検査が完了し、十二月に電源切りかえ検査、また、指令センターに整備する無線設備の試験を行い、正常作動しております。また、本年一月から署所の車載無線機の搭載を開始し、二月に搭載が完了しております。

その後、携帯無線機を配備し、作動試験を兼ねた管内電波到達調査を実施しております。こちらにつきましても特に問題は発生しておりません。現在は、無線機器の軽微な調整を行っており、三月二十五日には、検査を含め全て完了する予定でございます。

また、運用面につきましては、管内における無線通信は、操作訓練等を含め試験的にデジタル方式で行っておりますが、四月一日から適正な消防救急デジタル無線運用を行う予定でございます。

なお、総事業費につきましては五億八千七百七十四万四千四百円で、内訳につきましては通信鉄塔を含めた消防救急デジタル無線整備が二億五千九百七十三万四千六百円、高機能消防指令センター整備が三億二千二百三十九万八千八百円でございます。また、財源内訳につきましては、防災・減災事業債五億八千七百七十万円、一般財源七万四千四百円でございます。

以上でございます。

(島村昭仁救急課長登壇)

○島村昭仁救急課長 所管いたします事務につきまして、御答弁申し上げます。

救急救命士が行う特定行為の推移につきましては、平成三年の八月に救急救命士法が施行され、心肺停止状態の傷病者に対しまして、自動体外式除細動器による除細動、静脈路確保のための輸液及び食道閉鎖式エアウェイ等の器具を用いた気道確保が実施できるようになりました。

その後約十年間を経過し、国では救急救命士の業務のあり方等に関する検討会におきまして検討を進めた結果、平成十五年四月より自動体外式除細動器による除細動につきましては、医師の包括的指示下において実施できることとなり、救急救命士の特定行為からは除外されております。

平成十六年七月には、気管内チューブによる気道確保として気管挿管が、平成十八年四月にはアドレナリンの投与が特定行為として追加されております。

また、二十三年八月には気管挿管の実施にしましてビデオ喉頭鏡の使用が承認され、平成二十六年四月には心肺停止状態ではない重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の二つの処置が新たに特定行為として追加されました。

以上でございます。

○三上喜久蔵議長 暫時休憩いたします。

午後二時二十二分 休憩

午後二時二十七分 再開

○三上喜久蔵議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(本山修一議員登壇)

○本山修一議員 一回目の御答弁を踏まえまして、二回目、さらにお伺いいたします。新年度消防車両を二台更新されるわけですが、これはC A F S という薬剤を積んで、水と薬剤を混合して泡状にして消火活動に当たるといって、六百リットルの水が泡に転換して水量一萬リットル以上の水に匹敵するような消火機能を持つているということで、現在、高階分署に一台配備されて、これが北消防署と南古谷分

署に都合三台配備されるというふうに御答弁があったわけですが、たしかこれは一定程度小型のタイプで機動性があるというふうにも以前お伺いしたことがあるんですけども、こういう非常に能力が高い車両について、更新次期に合わせる対応されていくと思うんですが、今後の配備計画についてはどういうふうに計画されているのか、全消防署分署にも配備されていくのか、この辺について、計画をつくっているのであればお伺いしておきたいと思えます。

デジタル化については、今月の二十五日に整備が完了するという御答弁がありました。デジタル化の全国的な期限は、平成二十八年五月、一年後ということ、各自治体もそれぞれ時期が、もう既に終わっているところもあれば、これからというところもあるとお聞きしているわけですが、全国的な整備の足並みがそろってまであと残り一年間、そういうデジタル化されていない自治体がある中で、効果的に、例えば災害時だとか、いろいろ全国規模でも局地的でも点検していかなければならぬようなことが起こると思うんです。その場合、整備が足並みそろってデジタル化になるまでの間については、仮に災害時だとか支援体制が必要になった場合の取り組みについてはどういうふうに対応されていくのか、この辺を確認しておきたいと思えます。

さらに、救急高度化についても御答弁がありました。

国からも救急救命士法が平成三年八月に施行されて、心肺停止状態の傷病者に対しての自動体外式除細動器による除細動だとか、あるいは食道閉鎖式エアウェイ等の器具を用いた気道確保が実施できるようになって、その後、十年経過して国は、さまざま御答弁があったように、さらに具体的な気管挿管だとか、アドレナリン薬剤の投与だとか、そういう処置も従来医療行為だったのが救急救命士もそれが含まれるというふうに変わってきたわけですが、こういう救急救命士は、本川越地区消防組合ではどれぐらいの資格をお持ちになっているのか。全ての資格を持っている方がどれぐらいいらっしゃるのか。救急救命士の現状について、どういうふうになっているのかお伺いいたします。

あわせて、それぞれの資格の取得、また取得後も、これは専門的な医療行為ですから、そういったものに対する研修が必要だと思うんです。これについてはどのように取り組もうとされているのか、この辺についてお伺いしておきたいと思えます。
(木村圭夫次長登壇)

○木村圭夫次長 所管します事務につきまして、御答弁申し上げます。

初めに、C A F S 装置搭載車両の配備計画につきまして、当消防組合ではC A F S 装置搭載車両早期配備計画を策定し、更新車両の入れかえ等を行うことにより各署にC A F S 装置を搭載した消防車両を早期に配備する計画を立て、初めに高階分署に平成二十四年度に配備させていただいたところでございます。

今後につきましては、平成二十七年度に川越北消防署と南古谷分署、平成二十八年年度に大東分署と川島消防署、平成二十九年年度に川越中央消防署、平成三十年年度に川越西消防署と名細分署の全署に配備を計画し、災害対応能力の向上を図っていくものでございます。

次に、消防広域応援体制に伴う無線運用につきましては、当組合管内において大規模災害が発生し、応援を受けた場合のデジタル無線未搭載応援部隊との交信は消防指令センターにアナログ周波数及び四署のアナログ可搬型無線機を残し、情報連絡体制を確保することとしております。

また、応援に出場した場合、緊急消防援助隊登録車両にアナログ車載型無線機を残し、さらにアナログ携帯無線機を車載することで、デジタル無線未整備消防本部との情報連絡体制を確保することとしております。

当消防組合は、広域応援時における無線運用はデジタル無線、アナログ無線、いずれも運用できる取り組みをとっております。なお、この運用はアナログ無線使用期限の平成二十八年五月三十一日までとなります。

以上でございます。

(小林久雄次長登壇)

○小林久雄次長 救急救命士の現状及び研修計画につきまして、御答弁申し上げます。

救急救命士につきましては、平成二十七年三月十八日現在、七十一名でございます。このうち救急担当に配属され、救急業務に従事する救急救命士は五十名でございます。

救急救命士の資格取得条件につきましては、気管挿管の実施できる救急救命士は二十一名、うちビデオ喉頭鏡を使用し、気管挿管が実施できる救急救命士は七名でございます。薬剤を投与できる救急救命士は四十二名、うちブドウ糖を投与できる救急救命士は九名でございます。また、ビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管、薬剤及びブドウ糖投与の全てが実施できる救急救命士は五名でございます。

次に、救急救命士の研修計画につきましては、救急救命士生涯教育研修の一環として、救急業務に従事する救急救命士全員を対象とした病院実習並びに救急救命士の資格に応じた生涯教育研修を受講しております。

また、救急救命士を含む全ての救急隊員を対象に救急活動事後事例研究会、医師による講義研修、救急想定訓練等を実施するとともに、聴覚障害を持ちます傷病者に適切に対応するため手話研修も計画しております。これらの各教育研修等を実施することで、救急隊員としての能力の維持向上を図っております。

以上でございます。

○三上喜久蔵議長 他に御質疑ありませんか。―質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○三上喜久蔵議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程追加

○三上喜久蔵議長 お諮りいたします。一般質問の通告がありますので、この際、一

般質問について日程第十一として日程に追加し、これを議題とし、実施したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○三上喜久蔵議長 御異議なしと認めます。よって、一般質問についてを日程第十一として日程に追加し、これを議題とすることに決定いたしました。

△日程第一一 一般質問について

○三上喜久蔵議長 日程第十一、一般質問についてを議題といたします。

発言を許します。

本山修一議員。

(本山修一議員登壇)

○本山修一議員 一項目だけ一般質問させていただきます。

一般社団法人日本損害保険協会から寄贈を受けた車両について、一般質問をいたします。

たしか、ことしの出初式に日本損害保険協会から寄贈を受けた軽消防自動車、非常にコンパクトな小回りのきくような車両の紹介がありました。この寄贈を受けた経過です。あるいは全国的な状況であるとか、この辺についてはどういふふうになっているのか、お伺いいたします。

この寄贈いただいた車両についての仕様・能力、また価格はどれぐらいになっているのか、この辺についてもお聞きいたします。

また、寄贈車両の運用計画及びこの間の出勤実績についてはどのようなになっているのか、お伺いいたします。

一回目の最後ですけれども、道路が狭いところだとか、角の隅切りがないなど消防車両が曲がれないようなところ、通れないようなところが市内、川越地区消防組合、川島町も含めてですけれども、あると思うんですけれども、消火困難区域と言われるところは川越地区消防組合管内ではどのような地域があるのか。前回もお伺

いしたわけですが、改めて一般質問をさせていただく関係上、お聞きしておきたいと思えます。

以上です。

(柴崎正治次長登壇)

○柴崎正治次長 御答弁申し上げます。

初めに、一般社団法人日本損害保険協会から寄贈を受けた経過でございますが、寄贈車両は小型動力ポンプ付軽消防自動車でございます。平成二十六年十二月二十五日金曜日、川越市消防団へ寄贈されたものでございます。

川越市消防団は、歴史と文化のまち小江戸川越の消防団として、文化財の保護や祭礼、花火大会等における消防特別警戒時に常備消防とともに活動しております。

また、各分団の消防ポンプ自動車や車検等での入庫時に予備車両がないことから、同車両を導入し、効果的に活用することが可能と判断したため寄贈申請し、その結果、採択され、寄贈を受けたものでございます。

寄贈の要件といたしましては、人口が多いもしくは人口密度が高い市町村、地震発生率が高い市町村、消防力の充足率が低い市町村等でございます。

本年度、一般社団法人日本損害保険協会から寄贈された小型動力ポンプ付軽消防自動車は全国で二十六台、累計寄贈台数は二千八百六十一台に上ります。

この寄贈事業は防災事業の一環として、地域における消防力の強化拡充に貢献することを目的として実施されているものでございます。

次に、寄贈車両の仕様・能力及び価格についてでございますが、小型動力ポンプ付軽消防自動車は軽四輪駆動車をベースとしておりまして、悪路での走行や狭い道路での消火活動に機動的に対応することが可能でございます。

車両の大きさは、全長三千三百九十五ミリメートル、全幅千四百七十五ミリメートル、全高千九百七十七ミリメートルで、搭載する小型動力消防ポンプの能力はB―二級の自動給水で、毎分放水量は一千リットル以上一千五百リットル未満、放水圧力は〇・七メガパスカルでございます。

小型動力ポンプの使用方法は、本体と吸管及びホースを接続し、水利は消火栓または自然水利等を使用し、消火活動を実施するものでございます。

主な装備品につきましては、小型動力ポンプ一式、管槍一本、ノズル一個、六十ミリメートル消防ホース一本でございます。

小型動力ポンプ付軽消防自動車の価格でございますが、車両本体、艤装を含め約三百十万円、小型動力ポンプ約百六十四万円、附属品一式約二十万円、合計約四百九十四万円。消費税を含めますと約五百三十三万円でございます。

次に、小型動力ポンプ付軽消防自動車の運用計画及び出場実績でございます。

運用計画は、川越祭り、花火大会等における消防特別警戒時の運用、各分団の消防ポンプ自動車の入庫時における予備車両としての運用、予防広報活動での運用、その他各種行事等においても効果的に運用する計画でございます。

なお、出場実績でございますが、平成二十七年三月一日現在、予備車両としての配備が四回、うち火災出動が一回でございます。なお、火災出動時の放水はいたしておりません。

以上でございます。

(木村圭夫次長登壇)

○木村圭夫次長 御答弁申し上げます。

当消防組合管内で消防活動上支障となる道路狭隘区域につきましては、特殊消防対象区域として消防署長が指定してございます。

具体的な指定状況といたしましては、川越北消防署管内では、今成四丁目地区の一部、久保町及び松江町地区の一部、郭町二丁目地区の一部、川越中央消防署管内では、脇田町及び新富町二丁目地区の一部、砂新田五丁目地区及び六丁目地区の二カ所、寺尾地区の一部、砂地区の一部、むさし野南地区の一部、南大塚五丁目地区の一部、川越西消防署管内では、吉田地区の一部、的場北一丁目地区の一部、上戸地区の一部、下広谷地区で二カ所、小堤地区で二カ所、的場地区で二カ所、川島消防署管内では中山地区の一部、伊草地区の一部、以上の合計二十一区域を特殊消防

対象区域と指定してございます。

なお、消防組合では、特殊対象区域において災害が発生した場合の活動計画として、各消防署所において警防規程に基づく諸警防計画を順次策定し、組織的な活動を行うこととしております。

以上でございます。

(本山修一議員登壇)

○本山修一議員 それぞれ御答弁をいただきました。

きょうも本部の入り口に置いてありますが、私も先日、この車両についても視察をして御説明をいただいたわけですが、小型動力ポンプ付きの軽消防車両については川越市消防団に寄贈されていると。申請されて全国的にもそういう方法で、今年度二十六台が決まって、全国累計で寄贈台数が二千八百六十一台という数になっているということです。

能力が毎分放水量が千リットル以上千五百リットルまでの能力で、水利がないと使えない。この辺がちよつと問題があるかと思うんですけども、そのためのポンプ車がないという欠点があるんです。そういう水利がある以上はこれを活用して、川越市内、川島町にもそういう、特殊消防対象区域と所管のほうでは言われておりますけれども、ほとんど全的にそういう場所があるという中であって、二十一地区に上ると具体的な地名も挙げて紹介があったわけですね。

一台当たり、消費税を含めて五百三十三万円。非常に安い価格になっております。初期消火に真っ先に駆けつけて対応できる機動力もある車両ですから、狭隘な道路などの特殊消防対象区域に対応できるような軽消防車両を有効に活用していく必要があるかと思うんです。先ほど御答弁があったように、我が川越市でも非常に狭隘なところがあるわけですから、そういうポンプ車が入れない区域に対する有効な車両だと思っております。

この辺も、今後、消火困難地域に対応するところを中心とした各消防署とか分署に配備していくような検討も始める必要があるのではないかと思うんですけれども、

いろいろ御検討もされるようにしなければならぬわけですから、その辺も今後どうしていくのか。こういう寄贈を受けた機会に当たって、消防局長から御答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

(大久保愛一郎消防局長登壇)

○大久保愛一郎消防局長 御答弁申し上げます。

先ほども若干、所管課長からの説明と若干重複する場所があるかもしれませんが、でも、消防組合の狭隘地域における消火活動は、現在、CAF S装置搭載消防ポンプ自動車を活用した戦術を取り入れてまして、CAF S装置搭載車両早期配備計画を策定しまして、現在、高階分署に配備するとともに、平成二十七年には車両更新にあわせて川越北消防署、南古谷分署に配備する予定であります。また、平成三十年度までには、全署所に当該車両を配備する計画でございます。

CAF S装置搭載車両とは、圧縮空気泡消火装置と六百リットルの水を積載した小型消防ポンプ自動車で、最大水量一萬リットル以上の水に匹敵する消火能力を持った泡を十分以上放水できる車両で、建物火災に非常に効果を発揮するものでございます。

消火活動は、火点直近に部署し活動する部隊と、消火栓などに部署して水の中継する部隊が必要となります。

小型動力ポンプ付軽消防自動車は、機動性についてはかなり有効ですが、その反面、水の中継を受ける機能がなく、また、消火活動資器材や隊員の保護資器材を積載するスペースが少ないため、現状では消防組合の車両整備計画には取り入れはしてございませんが、今後、技術革新等によりましてCAF S車と同様の性能を有するような小型動力ポンプ付軽消防自動車が開発された場合には、導入について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三上喜久蔵議長 これをもって一般質問を終わります。

△閉 会

○三上喜久蔵議長 以上をもって川越地区消防組合議会第一回定例会の議事全部を終
わりました。よって、これをもって会議を閉じます。
閉会いたします。

午後二時五十六分 閉会

△会議の結果

日程第一 会期決定について

本日一日間と決定した。

日程第二 議案提出書の公表について

議案提出書を公表した。

日程第三 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の

報告について

出席者の一覧を配布した。

日程第四 会議録署名議員指名について

議長指名のとおり決定した。

日程第五 監査結果の報告について

監査結果の提出について報告した。

日程第六 議案第一号 川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する

条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

日程第七 議案第二号 川越地区消防組合情報公開条例及び川越地区消防組合

個人情報保護条例の一部を改正する条例を定めること

について

原案可決

日程第八 議案第三号 川越地区消防組合行政手続条例の一部を改正する条例

を定めることについて

原案可決

日程第九 議案第四号 平成二十六年川越地区消防組合一般会計補正予算（

第一号）

原案可決

日程第十 議案第五号 平成二十七年川越地区消防組合一般会計予算

原案可決

日程第十一 一般質問について

議員一人が一般質問を行った。